

2017 年 11 月 16 日

PGF 生命
〔 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル 生命保険株式会社 〕

静岡銀行で米国ドル建終身保険(保険料円払込型)を販売開始

PGF 生命(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、代表取締役社長 兼 CEO 添田 毅司)は、11 月 16 日(木)より、株式会社静岡銀行(頭取 柴田 久)において、新商品となる米国ドル建終身保険(保険料円払込型)「円ぴた終身US」の販売を開始することとなりましたのでお知らせします。

取扱い商品の名称等は以下のとおりです。

販売開始日	金融機関名	取扱い商品名
11 月 16 日(木)	株式会社静岡銀行	米国ドル建終身保険(保険料円払込型) 「円ぴた終身US」

「円ぴた終身US」は、低金利が続く今、「外貨建ての商品にも興味はあるけど、やはり使い慣れた「円」で一定額の保険料を払い込める方がよい」という声にお応えした、新しいタイプの終身保険です。一定額の円によるお払い込みで、米国の利率を活かした高い保障を確保することができ、介護へのそなえも可能とした本商品により、お客さまの多様なニーズにお応えします。

【特徴 1】死亡保障を生涯にわたって確保することができます

- 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡保険金をお支払いします。
- 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当された場合、高度障害保険金をお支払いします。

【特徴 2】一定額の円によるお払い込みで米ドル建ての保障を確保できます

- 毎回の保険料を一定額の円(保険料円払込額)でお払い込みいただきます。
- 円でお払い込みいただきながら、米国の利率を活かした高い保障を確保することが可能です。

※基準為替レートを用いて基本保険金額を算出する機能を有し、保険料の払い込みを一定額の円で行う米国ドル建終身保険は、国内生命保険業界初となります。(当社調べ)

【特徴 3】「介護タイプ」の選択や特約を付加することによって、介護にもそなえることができます

- 介護タイプを選択された場合、万一の保障に加えて、所定の要介護状態*になられたときに、介護保険金を受け取ることができます。
*公的介護保険制度により要介護 2 以上の状態に該当していると認定されたときや満 65 歳未満の被保険者が、PGF 生命所定の要介護状態に該当し、その状態が 180 日以上継続しているとき
- 基本タイプを選択された場合でも、「介護年金移行特約」や「介護前払特約」を付加することで、それぞれの支払事由に該当したとき、介護年金等を受け取ることができます。

※商品の概要については、添付の参考資料「米国ドル建終身保険(保険料円払込型)『円ぴた終身US』の概要」をご参照ください。

米国ドル建終身保険（保険料円払込型）
「円ぴた終身US」の概要

しくみ図	
主な保障内容	● 死亡保険金 被保険者がお亡くなりになった場合にお支払いします。 ● 高度障害保険金 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*1 になられたときにお支払いします。 ● 介護保険金（介護タイプのみ） 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、下記のいずれかに該当したときにお支払いします。 ① 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護 2 以上の状態に該当していると認定されたとき ② 次の 2 つの条件を満たすとき 1) 満 65 歳未満の被保険者が P G F 生命所定の要介護状態*2 に該当したこと 2) その要介護状態に該当した日からその日を含めて 180 日以上継続していること *1 所定の高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 *2 P G F 生命所定の要介護状態など介護保険金の支払事由について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ※ 死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金のいずれかの支払事由に該当し、保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
保険料払込方法	月払・半年払・年払
保険料払込期間	10 年・15 年
保険期間	終身
被保険者の契約年齢（満年齢）	・基本タイプ：0 歳～70 歳 ・介護タイプ：6 歳～70 歳

主な特約	● 円換算支払特約 ● リビング・ニーズ特約 ● 指定代理請求特約 ● 保険金等の支払方法の選択に関する特約 ● 介護前払特約 ● 介護年金移行特約 ● 介護保険金年金支払特約 ※ご契約内容によっては、付加できない特約もございます。
------	---

※商品の詳細につきましては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【ご注意ください事項】

詳細につきましては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」をご覧ください。

■ご契約にかかる費用について

- この商品でご負担いただく費用の合計額は、「保険料および積立金から控除される費用」および各種お取り扱い、お受け取りの際にご負担いただく費用となります。

＜保険料および積立金から控除される費用＞

お払い込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用等にあてられ、それらを除いた金額が積立金で運用されます。また積立金から死亡保障に係る費用等が控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

＜保険料円払込額を米ドル建ての保険料に換算するとき、その他の保険料等を円でお払い込みいただく場合の費用＞

保険料円払込額を米ドル建ての保険料に換算するとき、およびその他の保険料等を円でお払い込みいただく場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時のご負担となります(PGF生命所定の為替レート 2017年11月現在:指定銀行のTTM+50銭)。

＜保険金等を円でお受け取りいただく場合、円建ての介護年金を受け取る場合の費用＞

「円換算支払特約」を付加して保険金等を円でお受け取りいただく場合、「介護保険金年金支払特約」または「介護年金移行特約」を付加して円建ての介護年金を受け取る場合の為替レートと仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(PGF生命所定の為替レート 2017年11月現在:指定銀行のTTM-1銭)。

＜保険金等を米ドルでお受け取りいただく場合の費用＞

- 取扱金融機関により諸手数料(リフティングチャージ等)が必要な場合があります(金融機関ごとに諸手数料が異なるため、一律に記載することができません。くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 米ドルでのお受け取りにかかる手数料(PGF生命からご契約者または受取人の口座に送金するための送金手数料)をお受取額より差し引くことがあります(受取時にPGF生命にご確認ください)。

＜保険金・解約返戻金を年金でお受け取りいただく場合の費用＞

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(2017年11月現在)を年金受取日に年金原資より控除します。

■為替リスクについて

- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。この保険は米ドル建てであるため、為替相場の変動による影響を受け損失が生じるおそれがあります。

● 毎回の保険料のお払い込みについて、保険料円払込額を米ドルに換算した保険料は、為替相場の変動の影響を受けます。

● 受取時の為替相場で円に換算した保険金額等がご契約時の為替相場で円に換算した保険金額等を下回ることや、円でお払い込みいただいた保険料円払込額の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- 円で保険金・年金・解約返戻金等をお受け取りになる場合(円換算支払特約・介護保険金年金支払特約・介護年金移行特約)、お受け取りになる金額はPGF生命所定の為替レートの変動に応じて、増減します。
- 自動振替貸付(追加保険料の振替貸付を含みます)をご利用の際、PGF生命が貸し付ける保険料は米ドル建ての金額となります。貸付元利金を円換算しご返済される場合、その返済額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため損失が生じるおそれがあります。
- ご契約を復活する際にお払い込みいただく延滞保険料は、保険料のお払い込みがなかった期月の米ドル建ての保険料の合計額となります。延滞保険料を円でお払い込みいただく場合、その金額は、PGF生命所定の為替レートの変動の影響を受けるため保険料円払込額に保険料のお払い込みがなかった回数を乗じた金額を上回る場合があります。
- この保険にかかる為替リスクは保険契約者および受取人が負います。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差し引かれる為、お受け取りになる円換算の金額がお払い込みになった保険料円払込額の総額を下回る場合があります。

■解約と解約返戻金について

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、解約されますと、解約返戻金額は米ドル建ての保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 解約返戻金は、保険種類、契約年齢(被保険者)、性別、経過年数等によっても異なりますが、特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくくないか、あってもごくわずかです。

<解約(減額*1)の際にご負担いただく費用>

契約日から 10 年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額*1)された場合、解約日(減額日)の積立金額から、経過年数に応じた所定の金額(解約控除*2)を控除した金額が解約返戻金額となります。

*1 基本保険金額の自動減額は対象外です。

*2 解約控除の金額は契約年齢(被保険者)・性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)・保険金額・申込前月 26 日のPGF生命所定の為替レート等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができません。